

## 業務提携に関する検討会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成31年3月8日（金）10:00～12:05
- 2 場 所 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会官房第1会議室  
（11階）
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 山田委員からのプレゼンテーション（非公開）
  - (3) 討議（「個別論点に関する検討」）
  - (4) 閉会
- 5 議事概要  
討議において各委員から出された意見等は以下のとおり。

### (1) イノベーションに与える影響について

- 研究開発のインセンティブを測定してイノベーションへの影響を評価することは難しい。そもそも、研究開発をするかしないかは事業者が自由に決められるものでもあるので、慎重に議論をすべきではないか。
- 商品・サービスの分野では一般に2年以内に十分な規模の参入がないと参入障壁があるとの判断が行われる。他方、研究開発の分野では確立した考えが定まっておらず、分析も困難なのではないか。
- 独占禁止法における「一定の取引分野」に関しての「取引」該当性について、潜在的競争関係の広がり把握することや研究開発を一種のサービスと捉えることでイノベーション市場を観念することができないか。
- 企業結合審査では、実施時点で将来も含めたクリアランスが得られる。行為規制に服する業務提携では、開始時点ではイノベーション阻害は生じていないため、独占禁止法による介入は行われぬ。他方で、5年後、10年後に競争制限効果が現れていれば問題があると言われる可能性があるという不確実性が残る。そのような運用を行うとすると、事業者に萎縮効果が生じないか。  
→ 企業結合後に様々な事態が生じていくなかで、問題があった場合には指摘しなくてもよいのかという点について再考が必要とも思われる。

### (2) 情報交換の考え方について

- 従来は、業務提携において情報交換を行うことはカルテルに結び付きや

すいと考えられてきた。一方で、現在は、技術革新によりデータ、技術等の情報をつなげて事業の効率化や新しい事業の創出などが行われる流れもある。そのため、規制の面を強調すると事業者に萎縮効果が働くのではないか。

→ 一方で、いくら技術革新が進んだとしても結局は価格、数量の情報交換が協調行為に結びつきやすいことは変わらない。データの共有・活用という文脈と区別しつつ、事業者に誤解のないように考え方を示す必要があるのではないか。

→ 提携により実際に商品化され販売される段階での情報交換だけでなく、業務提携の準備段階であっても、商品化された後に価格競争や品質競争がなくなる懸念が生じるような情報のやり取りを行った場合には問題となるのではないか。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)

業務提携に関する検討会委員名簿

池田 毅	池田・染谷法律事務所 弁護士
石垣 浩晶	NERAエコノミックコンサルティング マネジングディレクター／東京事務所代表
齊藤 高広	南山大学法学部教授 (競争政策研究センター主任研究官)
多田 敏明	日比谷総合法律事務所 弁護士
座長 根岸 哲	神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授
宮井 雅明	立命館大学法学部教授 (競争政策研究センター主任研究官)
山田 英司	株式会社日本総合研究所 理事

[五十音順, 敬称略, 役職は平成30年12月14日現在]